

## 燕市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

### 1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

燕市では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び「燕市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年条例第 27 号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、「燕市情報セキュリティポリシー」（平成 18 年 9 月 4 日策定）の見直し等により管理体制を整備し、また、職員等に遵守させるための措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 2. 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

① 特定個人情報等の適正な取扱いについて、下記の法令等を遵守する。

- ・ 番号法
- ・ 番号条例
- ・ 燕市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 12 号）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）
- ・ 燕市情報セキュリティポリシー
- ・ 燕市特定個人情報取扱規程

（安全管理措置）

② 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

③ 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利

用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託の制限)

- ④ 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき燕市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

- ⑤ 特定個人情報等の保護に関する取扱い規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

### 3. 問い合わせ先

- ①本方針及び情報セキュリティに関すること

総務部 総務課 情報統計チーム 電話 0256-77-8315

- ②開示請求・苦情相談等に関すること

総務部 総務課 総務係 電話 0256-77-8312